

## これまでの議論のまとめ

～検討会において方向性について合意された事項～  
(令和 2 年 11 月 6 日時点版)

### 1 職場における化学物質管理を巡る現状認識

#### (1) 労働災害の発生状況

- 化学物質による休業 4 日以上の労働災害のうち、特定化学物質等の個別管理物質を原因物質とするものは約 2 割で、規制対象外の物質による労働災害が多いこと。
- 国のリスク評価により個別管理物質への追加が決まると、当該物質の使用をやめて、危険有害性を十分加味せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生していること。

#### (2) 有害作業に係る化学物質の管理状況

- 作業環境測定の実施が義務付けられている事業場において、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向にあること（平成 26 年の調査時点で有機溶剤業務が 5.0%、特定化学物質製造・取扱い業務が 5.7%）。
- リスクアセスメントの実施率は平成 29 年調査時点で約 53% にとどまり、実施しない理由は「人材がない」が最多で約 55%、次いで「方法が分からぬ」が約 35% であること。

#### (3) 中小企業における状況

- 企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、必要最低限の措置の実施すら行われていない中小企業も多いこと。
- 特に中小企業において、労働者の有害作業やラベル、SDS に対する理解が低いこと。

#### (4) 諸外国における化学物質管理

- 欧州及び米国は、GHS 分類で危険有害性のある全ての物質がラベル表示・SDS 交付の義務対象であること。
- 欧州は、個別規制はしていないが、リスクアセスメントが義務となっていること。また細かい流通規制が行われていること。
- 米国は、個別規制やリスクアセスメントの義務付けはしていないが、インダストリアル・ハイジニストの判断が重視されていること。

## 2 職場における化学物質管理に関する対策の見直しの方向性

### (1) 化学物質の危険有害情報の伝達の強化

#### ア ラベル表示・SDS 交付義務対象物質の拡大等

- 労働安全衛生法第 57 条の規定に基づくラベル表示及び第 57 条の 2 の規定に基づく SDS 交付の義務対象物質を、国が GHS 分類し、モデルラベル・SDS を作成した全ての物質まで拡大する（政令改正）こと。なお、国は GHS 分類及びモデルラベル・SDS の作成、最新の知見に基づく内容の更新を継続すること。
- ラベル表示及び SDS 交付の義務対象物質の拡大は、以下のものを優先して行うこと。
  - ・ 高い区分の有害性がある化学物質（発がん性の高いものから優先し（IARC のグループ 1 ⇒ 2A → 2B の順で優先する）、次にその他の有害性の区分が高いものを優先する）
  - ・ これまでに労働災害を発生させた化学物質
  - ・ 日本国内での輸入量、生産量が多い化学物質
- ラベル表示及び SDS 交付義務の対象から除外される「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」については、以下の①～⑤に掲げるものに加えて、家庭用品品質表示法に基づく表示がなされているものであに限定されることを明確化し、これら以外の業務用に用いることを想定して製造・輸入されている製品は、明らかに一般家庭以外で用いられる可能性がないものを除き、流通形態によらず（一般店舗販売やインターネット販売を含め）、労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS 交付の義務対象とするよう通達を見直すこと。この際、SDS の用途情報には「業務用」であることを明記しなければならないこととすること。
  - ① 薬事法に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品
  - ② 農薬取締法に定められている農薬
  - ③ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にはならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
  - ④ 表示・通知対象物が密閉された状態で取り扱われる製品
  - ⑤ 一般消費者のもとに提供される段階の食品
- ラベル表示及び SDS 交付義務対象以外の化学物質であっても、危険性・有害性区分がある物質については、ラベル表示・SDS 交付が努力義務であることの周知をさらに促進し、化学物質の流通にはラベル表示・SDS 交付が伴うことが基本であるという考え方を、行政、業界、労働組合が協力して広めること。

- メーカー、輸入業者、商社、中間卸業者を含め、化学物質流通時のラベル表示・SDS 交付について周知啓発を強化し、法令違反を是正しない場合は、当該製品を使用する事業者や労働者に注意喚起をする観点から、対象製品名等を公表するなど、指導を強化すること。

#### **イ ラベル・SDS 記載内容の見直し等**

- 労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定に基づき SDS に記載すべき項目として、「推奨用途と使用上の制限」を追加すること。なお、この項目には、当該化学物質を譲渡又は提供する時点で想定しているものを記載すれば足り、譲渡又は提供相手の使用方法等を網羅的に把握することを求めるものではないこと。
- SDS の記載内容について、危険性・有害性に関する情報の更新状況を定期的に確認しなければならないこととし、更新されている場合は SDS を再交付しなければならないこととすること。
- SDS 交付（再交付を含む）の手段として、文書で交付する方法に代え、インターネットを通じて伝達する方法（例えば容器に QR コードを印字し、それを読み取ることで SDS の内容が確認できる方法も含む）も可能とすること。

#### **ウ 労働者等に対する教育の充実**

- 危険有害性のある物質を取り扱う作業に従事する労働者に対して、初めて作業に従事させる時、作業方法を変える時、ラベルの内容に変更があった時には、ラベルの内容（ラベルの意義や絵表示の意味を含む）、作業上の注意点等について教育しなければならないこととすること。
- 学校教育など、早い段階からのラベル教育の導入について検討を進ること。
- SDS に基づいて行う化学物質のリスクアセスメントには、作業に従事する労働者を参画させなければならないこととすること。

#### **エ 移し替え時、外部委託時等における危険有害情報の伝達の強化**

- 購入した化学物質を事業場内で他の容器に移し替える時又は自ら製造した化学物質を容器に入れるときは、当該容器による譲渡又は提供を意図しない場合であっても、ラベル表示その他の方法で労働者に内容物の種類及びその危険有害性が伝わるようにしなければならないこととすること。
- SDS 交付が義務づけられている化学物質を製造し、又は取り扱う設備に係る作業（設備の改修、清掃等）を外部に委託する場合に、その設備で取

り扱っていた化学物質の危険性・有害性や作業について注意すべき事項などを記載した文書を交付しなければならないこととすること。

- 化学廃棄物の処理を廃棄物処理業者に委託する場合などに、当該廃棄物に含まれる化学物質の危険性・有害性等の情報が、WDS の仕組みを活用する等により伝達されるよう、徹底を図ることとすること。

## **オ 支援措置等**

- 危険有害性の最新情報について、クラウド等でデジタル情報として共有・活用できるようなプラットフォームづくりを関係省庁・機関で連携して進めること。
- 現在、日本化学工業協会で行われているサプライチェーンを通じたリスク情報の共有を促進する観点から、先進的な取組を行う企業・団体を表彰などの制度等により支援する仕組みを検討すること。

## **(2) 個別管理物質に係る課題への対応**

### **ア 作業環境管理が困難な場合における措置**

- 作業環境測定の実施が義務付けられている物質について、作業環境測定の結果第3管理区分となっており、管理濃度が低い等の理由により第1管理区分又は第2管理区分に改善することが技術的に発散源の密閉化等の発散抑制対策と有害物取り扱い等作業との両立が困難である作業については、可能な限り作業環境の改善に努めることは原則としつつ、個人ばく露管理によるばく露防止の仕組みを導入すること。

(仕組みの詳細については、引き続き検討)

### **イ ばく露リスクに応じた健康診断の実施頻度等の見直し**

(気中の有害物質の濃度が管理濃度以下に維持されるなど、ばく露リスクが低いと認められる場合に、当該物質に係る特殊健康診断の実施を免除又は頻度を減らす仕組みの導入については、専門家の意見も踏まえつつ、引き続き検討)

## **(3) 化学物質規制体系の見直し**

- 有害性（特に発がん性）の高い物質について国がリスク評価を行い、個別管理物質（特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の対象物質）に追加していくこれまでの仕組みを、以下の仕組みに見直すこと。
  - ① 国による GHS 分類の結果、一定以上の危険有害性の区分に該当する物質を「自律管理物質」と位置づけ、ラベル表示・SDS 交付の義務対象とした上で、危険有害性情報に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づ

く自律的なばく露防止対策の実施を義務付ける。

- ② 「自律管理物質」のうち、ばく露限界値のある物質については、当該ばく露限界値を法令上の基準として位置づけ、労働者のばく露が吸入する濃度が基準以下となるよう必要な措置を講ずることを義務とする（労働者が吸入する濃度を基準値ばく露限界値以下に維持するための手段は限定しない）。
- ③ 「自律管理物質」のうち、ばく露限界値のない物質については、例えば以下ののような基本的な対策の考え方（具体的な手段は限定しない）を法令で規定し、その考え方に基づく措置の実施を義務付ける。
  - ・ 発散源をできるだけ密閉化するとともに、換気等により、作業場の気中濃度をできるだけ低下させること。
  - ・ 一定以上の有害性が認められる物質を取り扱う場合は、上記に加え、労働者に呼吸用保護具を使用させること。
- ④ 「自律管理物質」のうち、皮膚・眼刺激性のある物質や皮膚から吸収される物質を密閉系ではない方法で取り扱う場合は、労働安全衛生規則第 594 条に基づき、皮膚障害等防止用の保護具の使用を義務づける（現行の労働安全衛生規則第 594 条の備え付け義務は、使用義務に見直す）。

※ 現状で個別管理物質として法令で規定されているものは、引き続き個別管理物質として規制

- 自律管理物質の管理が適切に行われていることを確保するため、衛生委員会等において、自律管理物質の管理状況を労使で共有するとともに、管理状況を記録し、一定期間保存することを義務付けること。

(新たな仕組みの詳細、個別管理物質についても一定の要件が満たされている場合に自律管理を認めるべきかについては、引き続き検討)

(自律的な管理を基本とした場合にも個別管理物質として新たに規制するべきものとしてどのようなものが考えられるか、新たな仕組みにおける国による有害性調査・リスク評価のあり方については、ワーキンググループにおいて検討)

#### (4) 中小企業に対する支援の強化

- 日本化学工業協会等の業界団体の協力も得て、化学工業等の民間企業のOB 等を活用し、地域ごとに、化学物質管理に関する高い専門性や豊富な経験を有する人材を育成・配置し、中小企業等からの無料相談対応、助言支援等を行う体制の構築を検討すること。
- スマートフォンやタブレット等を活用して、専門知識がなくても化学物質

管理を容易に実施可能な、簡易な管理支援システムを開発すること。

- 化学物質管理に関する情報を集約したポータルサイトの整備について検討すること。
- ラベル・SDS 作成について、中小企業等からの相談に応じ、必要に応じて専門家による助言を行う支援事業を引き続き実施するとともに、混合物について、中小企業等でも混合物の SDS 作成が簡易に行えるようなツールを開発する等、国等が混合物の SDS 作成支援を行うこと。